

令和5年7月10日

保護者の皆さまへ

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺 弘美

学習端末（Chromebook）の破損時の取り扱いについて（修繕費の負担）

平素から本市の教育の充実に向けて、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

さて、うるま市立小・中学校の全児童生徒に貸与しています学習端末については、通常使用での自然故障や偶発的な落下による破損の修繕費は、うるま市教育委員会で負担することとしています。

一方、明らかな故意または重大な過失による紛失や故障、破損は、保護者に負担していただく場合もあることから、修繕等の基本的な考え方や負担に関する具体的な内容について、本書のとおりお知らせします。

下記の内容につきまして、お子様と一緒に確認していただき、引き続き、学習端末の適切な活用及び管理にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 基本的な考え方

原則、学校や教師等が示す活用ルールに従わず、わざと破損させるような使い方をするなど「故意」によるものについては、その修繕費を保護者負担とさせていただきます。

通常使用での自然故障や教師の指示下における使用中の偶発的な落下などによる破損は、「故意」にあたらぬものとしします。

ただし、偶発的な落下などによる「故意」にあたらぬ破損でも、同じ児童生徒が複数回にわたり繰り返して破損させた場合には、修繕費の負担のあり方について、学校と保護者及び市教委が協議することとしします。

2. 修繕費等の負担について

(1) 市教委が負担する場合の例

- ① 自然故障によるもの（起動しない、画面が映らない、画面タッチ操作やキーボードが反応しないなど）
- ② 授業等において、教師等の指示下で使用している状況で、故意ではなく偶発的な落下等により破損したもの
- ③ 教師の指示で家庭に持ち帰り、指示された目的の使用中に故意ではなく偶発的な落下等により破損したもの
- ④ 自然災害によるもの（地震や雷、風水害等）

裏面もご確認ください

(2) 保護者へ負担を求める場合の例

- ① 学校において、教師等の指示がない状況で学習端末を保管庫等から取り出して破損したもの
- ② 教師等の指示によって使用する場合でも、故意に学習端末を投げたり、叩いたりして破損したもの
- ③ 教師等の指示がない状況で家庭に持ち帰り、故意に学習端末を投げたり、叩いたりして破損したもの
- ④ 教師等の指示がない状況で家庭以外の場所で使用して破損または紛失したもの
- ⑤ 登下校中にカバンから学習端末を取り出し、落下等により破損または紛失したもの
- ⑥ 学習端末が入ったカバンを乱暴（投げたり、踏んだりなど）に扱い破損したもの
- ⑦ 学習端末の近くに飲み物を置きながら使用して破損したもの
- ⑧ 火気の近くや高温になる場所、風呂場等の湿気が多い場所で使用及び保管して破損したもの
- ⑨ 教師等の指示がない状況で、他人の学習端末を使用して破損または紛失したもの

3. 修繕に係る費用について（参考）

画面破損や水濡れに起因する破損は、部品代のほか、手作業による分解や組立に係る工賃、技術料及び送料の経費を要するため、新品購入額よりも高額な費用となる場合があります。

このような場合には、新たな端末を調達するなどの対応をしています。

※新たに端末を調達する際に要する費用の目安（令和5年6月時点の参考）

端末 45,500 円（設定費・ライセンス料含む）＋消費税 4,550 円＝50,050 円

本件について

学校教育課 学校 ICT 整備係

TEL：923-4061